



ほろのべの恋



▲3月14日(金) 幌延中学校卒業生

- 公共施設等の使用料・手数料の改定
- 第5次幌延町総合計画(後期基本計画)について答申されました
- 住民の生活交通対策への取組について
- 消費税率引上げに伴う二つの給付金
- 各種補助制度をご活用ください
- 幌延町国民健康保険に加入されている皆様へ
- 平成26年度まちの予算
- 第2回幌延町議会(定例会)



▲3月15日(土) 問寒別中学校卒業生

平成26年4月1日から

公共施設等の使用料・手数料が改定されます

幌延町では、消費税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税率が現行の5%から8%に改正されるため、公共施設等の使用料や公共サービス等の料金について適正に転嫁した料金になるよう、幌延町自律推進本部会において検討を進めてまいりました。

検討の結果、次のとおり使用料・手数料を改定し、平成26年第2回幌延町議会定例会において料金改定に関する条例案が可決されました。町の公共施設等の使用料や手数料についても、平成26年4月1日から改定いたしますので、皆様のご理解をお願いいたします。

使用料・手数料が改定される主な施設やサービス

- ・各生活改善センター、集会所、町民会館、農村環境改善センター、共進会場、行政財産（役場庁舎等）、町立学校施設の使用料 など
- ・生涯学習センター（幌延・問寒別）、総合体育館、健康増進施設（プール）、東ヶ丘スキー場リフト、総合スポーツ公園、地区体育館の使用料 など
- ・公衆浴場入浴料（大人）、町立診療所における健康診断料、証明書料、診断書料、主治医意見書料 など
- ・水道使用料、メーター使用料、下水道使用料、個別排水使用料 など
- ・水道、下水道における設計審査・工事検査・工事事業者指定等の手数料 など
- ・土地及び建物に関する証明料、営業・職業に関する証明料、住民基本台帳カード交付手数料、地籍に関する成果の閲覧、地籍図・地籍簿等の複写手数料 など

※上記の施設やサービスであっても、全ての料金が一律に改定されるものではなく、政策的見地等の理由で、据え置かれる料金もあります。

※水道使用料、下水道使用料、個別排水使用料については、平成26年4月中の検針において料金が確定するものは、改定前の料金となります。

使用料・手数料を据え置く（改定しない）施設やサービス

- ・保育所保育料（中央、問寒別）、町営草地使用料、捕獲手数料 など
- ・戸籍関係手数料、犬の登録・予防注射済票の交付手数料、斎場使用料、墓地使用料、町営住宅駐車場使用料、道路占用料、流水占用料 など
- ・各種検診（特定健診、各がん検診、骨粗しょう症検診、脳ドック等）の受診料

☆改定後の主な施設使用料・手数料については、今月号の広報誌に折り込んだ別紙のとおりですが、その他の料金につきましては、各施設又は窓口、幌延町ホームページでご確認ください。

第5次幌延町総合計画(後期基本計画)について答申されました

●3月19日に、一関幌延町総合計画審議会委員長から、宮本町長へ第5次幌延町総合計画(後期基本計画)について、答申をいただきました。

答申では、原案について、慎重に審議がされ、次のとおり意見が付され策定されました。なお、第5次幌延町総合計画(後期基本計画)は、幌延町ホームページや総務課企画振興グループで閲覧ができます。

◎第5次幌延町総合計画(後期基本計画)の答申に付された意見

1. 今後の総合計画策定に係るアンケート調査に関する意見

- 町民アンケートの設問内容を検討し、町民の意見が町政執行に反映しやすいよう工夫すること。

2. 個別意見

- 町政懇談会の実施方法を工夫するほか、多くの住民の意見を積極的に聞く機会を設けるとともに、町ホームページやソーシャルネットワークなども活用して、広く意見を聴取するよう努めること。
- 告知端末機を有効活用し、さらなる情報発信に努めること。
- 地域おこし協力隊の活用など定住施策に係る取り組みを強化すること。
- 子育て世代の女性がまちづくりに参加しやすい環境づくり(託児所など)を整備すること。
- 町職員の資質向上に努め、協働のまちづくりを進めるためのシステムづくりを進めること。
- 農業研修施設や研修機会を整備し、農業後継者育成に努めること。
- 幌延町の地場産業の振興と町特有のものの開発販売を促進すること。
- 各種検診、予防接種の内容充実と受診率向上、町民ニーズにあった診療所運営に努めること。
- 各種高齢者施策(集いの拠点、ボランティア活動等就労機会の創出、高齢者生活支援、生きがい教室、介護福祉施設など)の充実に努めること。
- 金田心象書道美術館の有効活用や都市での作品展示など知名度向上を図る取り組みを検討すること。
- 使用頻度の高い歩道の除雪や見通しの悪い交差点の改善など町民の安全確保対策や防犯に配慮した街路灯の整備に努めること。
- 慢性的な住宅不足の解消策を検討すること。
- 小型家電のリサイクルなどゴミの減量化に努めること。



平成26年度 住民の生活交通対策への取組について

町では、町民の皆様からのご要望により、生活交通対策について、昨年からの検討を重ねてきました。その検討の結果、平成26年度からの取組内容についてお知らせします。

1 問寒別地区におけるスクールバス・患者輸送バスをご利用される方へ

- ①朝の通学用のスクールバスに乗り、患者バスへの乗り継ぎ利用者
・こぞくろ号利用者(ケナシポロ・無名沢地区・中間寒地区)は、スクールバスを利用する際、前日までに教育委員会総務学校グループへ電話予約によりご利用ください。(本路線は、学校休校時は運休)
・問寒別診療所まで乗車希望の方は、スクールバス運転手まで申し出てください。
- ②幌延市街から患者輸送バスを利用する方で、問寒別市街到着後、上問寒、中間寒など農村部へ帰られる方は、患者輸送バスでお送りしますので、バス運転手へ申し出てください。

2 平成26年6~7月の2か月間『朝の通所』のみ、保育所入所児(年長のみ)のスクールバス利用の試行を実施します。その後の実施については、試行の検証により検討していきます。

3 スクールバス・患者輸送バスの時刻表は告知端末機のくらしの便利情報でご確認ください。スクールバスの運休日についてもご確認ください。

4 10線沢方面の方は、5~11月毎週木曜日患者輸送バスのご利用ができます。運行日前日までに役場生活環境グループへご予約ください。

5 下沼方面の方は、毎週火曜日と金曜日に診療所発11時の診療所利用者が自宅へ帰るバスが幌延市街地へ向かう際、そのバスを利用できるようになりました。利用を希望される方は前日までに役場生活環境グループへご予約ください。市街地からご自宅までは、スクールバス(生涯学習センター前15時53分発)をご利用ください。

6 平成26年4月15日(火)から当面、下沼方面の患者輸送バス復路の乗車場に農協前を追加します。試行での実施ですので、試行の状況を検証し、今後の対策を検討していきます。

<連絡先> スクールバス ⇒ 教育委員会総務学校グループ (電話: 5-1117 告知端末機: 5-8817)
患者輸送バス ⇒ 町民課生活環境グループ (電話: 5-1115 告知端末機: 5-8815)

平成26年4月からの消費税率引上げに伴う二つの給付金

町では、平成26年4月からの消費税率引上げ（5%から8%）に伴い、所得の低い人への負担を考慮し、**「臨時福祉給付金」**を支給します。

また、上記の消費税率引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に**「子育て世帯臨時特例給付金」**を支給します。

両給付金の概要については、次のとおりです。

臨時福祉給付金

- 1. 支給対象者** 次の①～②の両方の条件を満たす方
 - ① 平成26年1月1日時点（基準日）で幌延町に住民登録がされている
 - ② 平成26年度分町民税（均等割）が課税されていない（非課税者）
 - ※ 課税されている方の扶養となっている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。
- 2. 支給額** 給付対象者1人につき10,000円
なお、給付対象者のうち、次の要件に該当する方は、1人につき5,000円を加算します。
〔加算要件：老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族障害基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など〕
- 3. 申請方法** 幌延町広報誌『ほろのべの窓』6月号に申請書等を折り込みますので、必要事項の記入を行い、関係書類を添えて郵送・持参等により、町民課保健福祉グループまたは問寒別出張所へ提出してください。
 - ※ 基準日以降に転出された方には、別途申請書等を郵送します。
- 4. 申請受付期間** 平成26年6月2日（月）～平成26年9月1日（月）
- 5. 注意事項** 町民税が課税されていない方かどうかを判定するには、町・道民税の申告が必要です。収入、所得がない方でも申告をしていないと臨時福祉給付金の対象とならない場合がありますので、必ず申告していただきますようお願いします。

「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」に関するお問い合わせ専用ダイヤル

厚生労働省では、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に関する問い合わせに対応するため、共通の専用ダイヤルを設置しています。

両給付金についてのお問い合わせは、下記専用ダイヤルをご利用ください。

みな いいきゅうふ
電話：0570-037-192

受付時間 平日の午前9時から午後6時まで（土・日・祝日は除く）

子育て世帯臨時特例給付金

1. 支給対象者 次の①～②の両方の条件を満たす方
 - ① 平成26年1月分の児童手当（特例給付★を含む。）を受給
 - ② 平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満★ 特例給付とは、児童1人あたり月額一律5,000円が支給されることをいいます。
※ 臨時福祉給付金の給付対象となっている方や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。
2. 支給対象児童 平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童
3. 支給額 支給対象児童1人につき 10,000円
4. 申請方法 平成26年5月末頃に「児童手当現況届」とあわせて申請書等を送付しますので、必要事項の記入を行い、町民課保健福祉グループまたは問寒別出張所へ提出してください。
※ 平成26年1月分児童手当支給対象児童が中学校修了により、平成26年度から児童手当を受給できなくなった方や、平成26年1月分児童手当を受給後に転出された方には、別途申請書等を郵送により送付します。
※ 公務員の方は、各所属庁から申請書（統一様式）及び「児童手当受給状況証明書」が交付されますので、申請書へ必要事項の記入を行い、証明書等を添付のうえ、町民課保健福祉グループまたは問寒別出張所へ提出してください。
5. 申請受付期間 平成26年6月2日（月）～平成26年9月1日（月）

「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」や「子育て世帯臨時特例給付金」をよそおった “振り込め詐欺”や“個人情報の詐欺”にご注意ください!!

消費税率の引上げに際し、「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」・「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されることが決まっていますが、現時点では町民の皆様からの申請を受け付ける段階ではありません。

このため 「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」
「子育て世帯臨時特例給付金」 に関して

- ・市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ・市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- ・現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世界構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、役場や警察署（又は警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

問い合わせ先：町民課保健福祉グループ（電話：5-1115内線157、告知端末機：5-8815）

平成26年度

各種補助制度をご活用ください

■家庭用LED照明等購入費補助制度

町では、LED照明（LED電球及びLED照明器具）の普及促進により電力使用量の削減及び温室効果ガス削減を目的として、平成25年度、26年度の2か年で一般家庭に設置するLED照明の購入費用の一部を補助します。

●補助対象者

- ・町内に住所を有する方
- ・自ら居住する住宅に設置するためのLED照明を町内の家電品店等で購入した方
- ・町税を滞納している者がいない世帯の方 など

●補助対象 平成26年4月1日(火)から平成27年3月25日(水)までに購入したLED照明の費用。（設置費、工賃等は補助対象に含まれません。）

●補助金額 LED購入費の1/2以内 20,000円が上限ですが、LED電球のみの場合は5,000円が上限です。補助金は、幌延町商工振興会の商品券で交付しますので、500円単位になります。

●補助申請 補助金申請書に領収書の原本（購入者氏名、購入年月日、製造メーカー、品名、数量、金額が明記され、領収印が押されたもの。これらの要件が具備されていれば、レシートでも可。）を添えて提出してください。補助金の申請は、1戸の住宅を1世帯とし、1回限りです。

【申請期間】平成26年4月1日(火)から平成27年3月25日(水)まで

【申請先】総務課企画振興グループ又は問寒別出張所

※補助制度の詳細と「補助金申請書」は町ホームページに掲載していますのでご覧ください。

問い合わせ先：

総務課企画振興グループ

電話：5-1111

(内線222、223、224)

告知端末機：5-8812

■住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

町では、再生可能エネルギーの導入を促進し、町民の環境保全意識の高揚及び温室効果ガスの排出抑制を目的として、平成25年度から住宅用太陽光発電システムの設置費の一部を補助していますが、本年度も次のとおり補助の受付を開始します。

●補助対象者（次の全てに該当する方）

- ・町内に住所を有する方
- ・自ら居住している、又は居住しようとする町内の住宅（店舗等との併用住宅を含む、以下同じ）に新たに太陽光発電システムをこれから設置する者。（アパートや長屋などの共同住宅は対象外。）
- ・3月15日までに『事業完了報告書』を提出できる方
- ・町税を滞納している者がいない世帯の方

●補助対象 住宅用の発電システムであり、最大出力が10kw未満で、システム価格が50万円/kw以下のもののシステム価格及び設置費用。

●補助金額 太陽光電池の最大出力（上限4kw）の設置費用の1/2で1,000,000円が上限です。

●補助申請 補助制度の利用を希望する方は、あらかじめ総務課企画振興グループにお問い合わせの上、必要な書類を添えて補助申請書を提出してください。補助金の申請は、1世帯につき1回です。

【申請期間】毎年度4月1日から2月28日まで

【申請先】総務課企画振興グループ

※補助制度の詳細と「補助金申請書」は町ホームページに掲載していますのでご覧ください。

問い合わせ先：

総務課企画振興グループ

電話：5-1111

(内線222、223、224)

告知端末機：5-8812

■ 幌延町まちづくり補助事業

幌延町ふるさと創生基金を財源に、個性的で活力あるふるさと創生に資する活動事業に対し、補助する制度です。これまでに、この補助事業を活用して、23件の事業が行われています。(平成3年～平成25年)

- 補助事業者 幌延町
- 補助対象者 町内の団体・個人及び中小企業者(一定規準以下の会社及び個人、事業協同組合等)、財団法人及び社団法人、NPO法人
- 補助対象事業

事業名	事業内容	補助率	補助限度額
①産業・経済福祉振興事業	地域の特性や資源を踏まえ、本町の産業及び経済の活性化又は地域福祉の向上に貢献しうる自主的かつ意欲的な取り組みで、新規性又は先駆性を有する次に掲げる事業 ア. 調査研究事業 イ. 施設・設備事業	2/3	ア. 調査研究事業 150万円(一括交付) イ. 施設・設備事業 町内金融機関から受けた融資の償還元金2/3以内 総額1,000万円(年200万円)
②地域活動事業	本町の歴史、文化、芸術及びスポーツ等の振興を図る活動	2/3	150万円
③生活環境整備事業	うるおいとやすらぎのある環境、景観づくり事業	2/3	150万円
④人材養成事業	地域の活性化及び国際・地域間交流等の推進を図るためのリーダー養成、研修会等の開催、交流事業等 ア. リーダー養成事業 イ. 研修会事業 ウ. 派遣事業 エ. 招へい事業	2/3	ア. 国内(1人) 20万円 国外(1人) 40万円 イ. 20万円 ウ及びエ(1団体15人限度) 国内(1人) 20万円 国外(1人) 40万円
⑤イベント等創造事業	本町の特性をいかした魅力あるイベントや祭等創造事業	2/3	150万円
⑥町内会館整備事業	地域住民の自主的な活動と連帯感で、明るく住みよい地域社会づくりに資する町内会館の整備事業	2/3	800万円

申し込み・問い合わせ先：総務課企画振興グループ 電話：5-1111 (内線222、223、224)
告知端末機：5-8812

JICAボランティア 平成26年度春の募集について

平成26年度春のJICAボランティア(青年海外協力隊、シニア海外ボランティア)を募集しています。

募集期間：
平成26年4月1日(火)
～5月12日(月)

体験談や説明会についての詳細は、次のアドレスから検索してください。

URL:<http://www.jica.go.jp/volunteer/application/seinen/seminar/>
<http://www.jica.go.jp/volunteer/application/senior/seminar/>

問い合わせ先：
JICA青年海外協力隊事務局募集課 (電話：03-5226-9991)

幌延町における 電源三法交付金の使い道

平成26年度

①電源立地地域対策交付金 1億5,531万9千円

- 町立診療所運営費 ……………7,700万0千円
- 町立保育所運営費 ……………2,350万0千円
- 町保健センター運営費 ……………950万0千円
- 北留萌消防組合幌延支署運営費…4,531万9千円

※電源立地地域対策交付金を町立診療所運営経費等に充当することにより、地域の活性化や福祉の充実を図っています。

○原子力立地給付金事業の実施について

電気料金の値上げや消費税増税等に対する生活支援の観点から、電源立地地域対策交付金の一部を給付金として交付します。(電灯契約口数×8,100円) 総額(概算)1,321万9千円

②広報・調査等交付金 1,260万0千円

- エネルギー関連施設見学会等 ……………720万4千円
- 深地層の研究等広報事業 ……………314万0千円
- 議員視察 ……………75万3千円
- 資料収集業務 ……………150万3千円

幌延町国民健康保険に加入されている皆様へ

★国民健康保険被保険者証の更新について

現在ご使用されている国民健康保険被保険者証は、**平成26年4月30日（水）が有効期限**です。
つきましては、更新手続きを下記の日程で実施します。

●日 程

4月14日（月）～4月25日（金）

幌延・下沼・北進・上幌延・開進地区の方 【役場町民課生活環境グループ窓口】

問寒別・中間寒・上問寒・雄興地区の方 【問寒別出張所】

●持参するもの

- ・現在使用中の国民健康保険被保険者証（既加入者）
- ・印鑑
- ・就学のために幌延から住所を移している方については、**在学証明書**又は**合格通知書**など。

★70歳以上75歳未満の方の自己負担割合について

平成26年度から、70歳以上75歳未満（現役並み所得者以外）の方の自己負担割合が1割から2割へ変更になりました。

ただし、**昭和19年4月1日以前生まれの方**は、これまでどおり**1割**に据え置かれます。

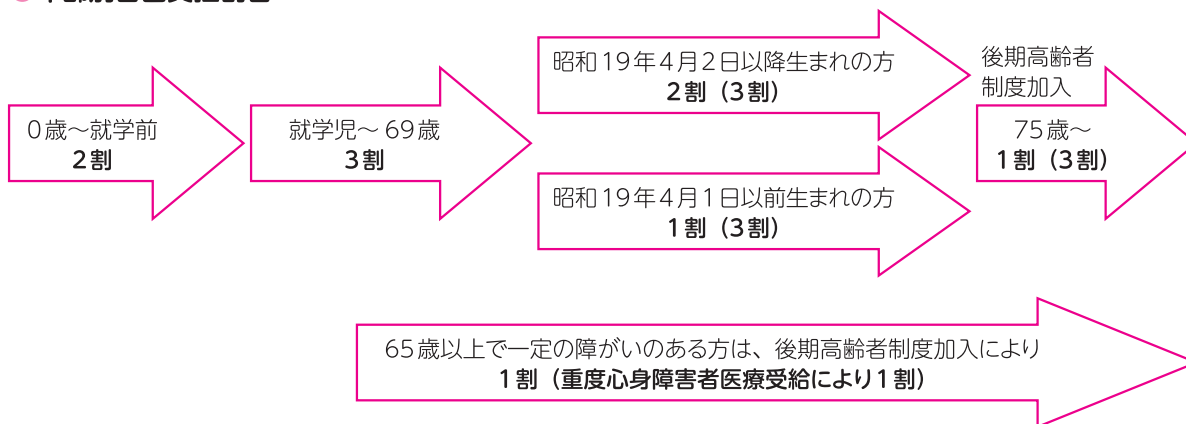
昭和19年4月2日以降生まれの方は、70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方はその月）から**2割**になります。

現役並み所得者の方は、自己負担割合は**3割**のまま変更ありません。

●医療機関の受診のしかた

- ①発効期日前までに、国民健康保険高齢受給者証を郵送します。
- ②発効期日以降医療機関を受診される時は、**国民健康保険被保険者証と国民健康保険高齢受給者証を忘れずに提示**してください。（忘れた場合は、3割負担になることがあります。）

●年齢別自己負担割合



※（ ）内は現役並み所得者の自己負担割合

問い合わせ先：町民課生活環境グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8815

平成26年度

まちの予算

総額 **61億3,367万8千円**

一般会計 **50億4,400万0千円**

一般会計

歳入

区分	予算額(千円)	構成比(%)
①町税	399,438	7.9
②地方譲与税	76,000	1.5
③利子割交付金	800	0.0
④配当割交付金	100	0.0
⑤株式等譲渡所得割交付金	100	0.0
⑥地方消費税交付金	39,000	0.8
⑦自動車取得税交付金	8,000	0.2
⑧地方特例交付金	100	0.0
⑨地方交付税	2,418,000	47.9
⑩交通安全対策特別交付金	600	0.0
⑪分担金及び負担金	20,133	0.4
⑫使用料及び手数料	151,559	3.0
⑬国庫支出金	281,195	5.6
⑭道支出金	234,246	4.6
⑮財産収入	62,059	1.2
⑯寄附金	8	0.0
⑰繰入金	99,900	2.0
⑱繰越金	40,000	0.8
⑲諸収入	101,862	2.0
⑳町債	1,110,900	22.0
歳入合計	5,044,000	100.0

歳出

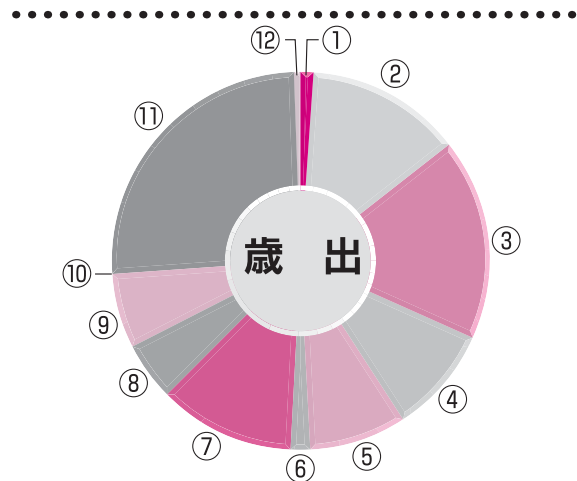
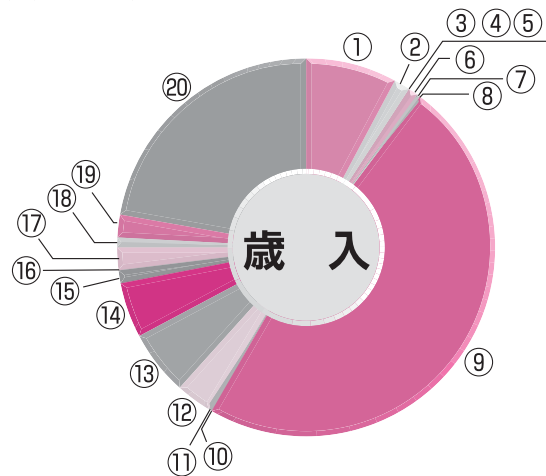
区分	予算額(千円)	構成比(%)
①議会費	58,590	1.2
②総務費	668,380	13.3
③民生費	879,212	17.4
④衛生費	454,165	9.0
⑤農林水産業費	418,287	8.3
⑥商工費	86,146	1.7
⑦土木費	596,016	11.8
⑧消防費	248,772	4.9
⑨教育費	323,307	6.4
⑩災害復旧費	1	0.0
⑪公債費	1,296,124	25.7
⑫予備費	15,000	0.3
歳出合計	5,044,000	100.0

※各区分の構成比は、小数点第1位未満四捨五入のため合計と一致しないことがあります。

平成26年度の幌延町の予算総額はおよそ61億3千万円です。財政の健全化に向けた取り組みを着実に進めながら、「さらに元気な幌延町づくり」のため、基幹産業である酪農業の振興、まちづくりの基本方針に沿った選択と集中による予算配分としています。

本年度は、認定こども園建設、消防救急デジタル無線整備、職員住宅整備、テレビ北海道視聴のための中継局整備などの大型事業、また、クリーンエネルギーの普及推進を図るための諸施策展開のほか、持続可能な基幹産業育成のため、酪農支援対策事業を実施します。また、住民の方の安心と安全を守るため、子ども医療費無償化、高齢者や中学生以下の予防接種の無償化、心身障がい者等の通院交通費助成、福祉灯油、プレミアム商品券発行、LED照明等購入費補助など、住民生活へのきめ細やかな施策を継続して進めてまいります。

なお、詳細については、「わが町の家計」の発行を予定していますので、概要のみの掲載とさせていただきます。



一般会計

移動科学館開催事業（おもしろ科学館屋外イベント）	2,966千円
エネルギー関連情報収集事業（エネルギー関連施設見学会等）	7,501千円
深地層の研究等広報事業（実験工作教室開催）	3,140千円
民放テレビ中継局デジタル放送施設整備事業	33,554千円
景観整備事業	13,068千円
職員住宅整備事業	153,440千円
公用車購入事業（電気自動車、プラグインハイブリッド車）	9,427千円
生活交通路線等維持費補助金及び路線バス車両購入補助	10,182千円
まちづくり事業（まちづくり事業補助金）	5,000千円
クリーンエネルギー普及推進事業	32,423千円
町長選挙費	2,606千円
北星園民営化支援事業	5,451千円
冬の生活支援事業	1,500千円
臨時福祉給付金支給事業（消費税増徴簡素給付）	8,972千円
子育て世帯臨時特例給付金支給事業（＃子育て世帯）	4,467千円
長寿祝い金支給事業	610千円
緊急通報システム管理・設置等経費	1,141千円
高齢者除雪・給食サービス事業	3,524千円
居宅介護支援事業所運営費補助金	2,524千円
ホームヘルプサービス支援事業	7,161千円
老人クラブ関連補助金	548千円
障害者介護給付・訓練等給付費	33,356千円
重度心身障害者医療給付費	4,542千円
心身障害者等通院交通費助成事業	907千円
子ども子育て支援事業計画策定	1,728千円
放課後児童クラブ運営事業	4,090千円
子育て支援事業（子育て家庭の交流、相談、講習等）	448千円
児童手当支給事業	44,231千円
ひとり親家庭等医療給付費	395千円
子ども医療給付費（中学生以下無償化）	7,861千円
認定こども園建設事業（鉄骨平屋建て）	473,853千円
老人福祉センター（憩いの湯）経費	19,460千円
予防接種経費（中学生以下・65歳以上無償化）	7,913千円
妊娠健康診査助成事業	2,250千円
各種検診経費（特定健診、がん検診等）	5,019千円
脳ドック経費（40歳に限り無料）	500千円
斎場管理等経費	2,606千円
保健センター改修事業（トイレ洋式化、オストメイト設置、玄関改修）	5,190千円
農業振興対策管理費（農業関係利子補給費）	3,106千円
中山間地域等直接支払事業	74,411千円
担い手対策事業	500千円
酪農支援対策事業（コントラクター事業整備補助）	1,453千円
幌延西部地区草地畜産基盤整備事業	51,750千円
幌延町酪農ヘルパー利用組合補助事業	5,000千円
乳牛検定組合補助事業	2,500千円
生乳成分検査事業	1,410千円
町営牧場管理費	59,726千円
幌延地区団体営農業基盤整備促進事業	34,989千円
農業施設補修事業	2,000千円
問寒別地区道営畑地帯総合整備事業	10,722千円
上幌延開進地区農業用水道調査事業	7,881千円
幌延地図情報更新事業	14,904千円

農業用水道施設改修事業（問寒別東、北進、音類）	17,422千円
有喜鳥獣駆除関連経費	7,774千円
民有林造林促進事業	528千円
未来につなぐ森づくり推進事業	5,769千円
町有林整備事業	30,122千円
商工会育成事業	9,863千円
商工会地域振興事業（プレミアム商品券発行）	5,300千円
中小企業融資事業	20,000千円
商工業経営安定対策事業	600千円
幌延町トナカイ観光牧場管理委託事業	17,271千円
観光イベント運営事業（名林公園・トナカイフェスタ）	5,590千円
観光協会育成事業	648千円
幌延・豊富広域観光促進事業	3,000千円
町道維持経費	29,216千円
町道除雪経費	99,153千円
除雪トラック購入経費	47,688千円
町道幌延下沼線道路改良事業	31,462千円
町道北1丁目線道路改良事業	44,359千円
町道2条通線道路改良事業	65,367千円
町道問寒20号線道路改良事業	39,652千円
町道問寒9号線道路改良事業	15,932千円
町道下沼1号線道路改良事業	4,990千円
町道問寒中間寒線道路改良事業	2,992千円
長寿命化橋梁補修事業	21,162千円
公園遊具補修等	639千円
ふるさとの森森林公園改修事業	4,536千円
公営住宅管理費（入居替等による修繕）	6,170千円
公営住宅管理費（特定公共賃貸住宅家賃補助）	2,420千円
公営住宅補修事業	14,202千円
北留消防組合負担金（消防救急デジタル無線整備他）	244,536千円
防災対策事業（木造住宅耐震改修補助・防災用備品他）	3,537千円
中体連参加費補助金	490千円
情報教育研究推進事業（遠隔授業等）	2,409千円
特別支援教育支援員配置事業	2,702千円
外国語指導助手派遣事業	149千円
子どもの心サポート相談員配置事業	430千円
スクールバス運行業務委託料	30,724千円
各小学校備品購入経費（机、イス、ステージ幕等）	3,280千円
幌延中学校電気暖房中央操作盤等改修	7,882千円
問寒別生涯学習センター建設事業（実施設計）	25,692千円
書の研修事業	1,763千円
舞台芸術鑑賞事業	1,479千円
放課後子ども教室推進事業	983千円
総合体育館等改修実施設計	3,078千円

（平成25年度から平成26年度への繰越事業）

問寒別地区道営畑地帯総合整備事業	19,800千円
長寿命化橋梁補修事業	24,074千円

特別会計

簡易水道事業特別会計	水道整備費	19,976千円
下水道事業特別会計	支障下水道管移設事業	2,434千円
	汚水樹設置事業	1,188千円
	個別排水処理施設整備事業	7,028千円

■平成26年度 幌延町各会計予算

会計名	区分	予算額	区分	予算額
一般会計	歳入	50億4,400万0千円	歳出	50億4,400万0千円
特別会計	歳入	10億8,967万8千円	歳出	10億8,967万8千円
診療所	歳入	2億9,712万4千円	歳出	2億9,712万4千円
国民健康保険	歳入	2億8,266万4千円	歳出	2億8,266万4千円
後期高齢者医療	歳入	5,291万6千円	歳出	5,291万6千円
介護保険	歳入	2億5,159万5千円	歳出	2億5,159万5千円
簡易水道事業	歳入	6,941万0千円	歳出	6,941万0千円
下水道事業	歳入	1億3,596万9千円	歳出	1億3,596万9千円
合計	歳入	61億3,367万8千円	歳出	61億3,367万8千円

**第2回
幌延町議会
(定例会)**

第2回幌延町議会(定例会)は3月11日に開会され、議案29件などを原案どおり可決し、3月13日に閉会しました。議決された案件は、次のとおりです。

▽議案第1号

幌延町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

平成22年度から平成27年度までの計画の事業内容の一部変更に伴い、市町村計画を変更しました。

新たに追加した事業は、橋梁長寿命化改修事業、デジタルテレビ中継局整備事業、農業用水道施設改修事業、保健センター改修事業です。

▽議案第2号

辺地に係る公共的施設の総

合整備計画の変更について

平成25年度事業費の確定と平成26年度事業費の変更等による計画内容の一部を変更しました。

新たに追加した事業は、除雪機械整備事業・問寒別生涯学習センター整備事業・消防救急デジタル無線整備事業です。

▽議案第3号

特定事業用設備新設等地域活性化に関する条例及び幌延町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

過疎地域自立促進特別措置法、租税特別措置法の改正並びに町条例の制定等に伴い、条例の一部を改正しました。

▽議案第4号

幌延町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

町以外に一部事務組合の施設も対象になるよう「幌延町公共施設」の幌延町を削り、「公共施設」を「公共施設等」

に改正しました。

▽議案第5号

母と子の家設置等に関する条例を廃止する条例の制定について

下沼地区に設置している母と子の家を平成26年度に解体することに伴い、設置条例を廃止しました。

▽議案第6号

幌延町エネルギー施策等振興基金条例の制定について

幌延風力発電株式会社の株式譲渡によって得られた資金を省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用等の事業に運用するため、基金条例を制定しました。

▽議案第7号

留萌地域公平委員会共同設置に関する規約の変更について

平成26年3月31日をもって幌延町と西天北5町衛生施設組合が留萌地域公平委員会から脱退し、4月1日から宗谷公平委員会に加入することに伴い、規約を変更しました。

平成25年度補正予算（3月定例会）

会 計	補 正 前	補 正 額	補 正 後	
一般会計	45億8,701万5千円	12億397万9千円	57億9,099万4千円	
町立診療所特別会計	2億9,828万5千円	▲76万9千円	2億9,751万6千円	
国民健康保険特別会計	2億9,391万8千円	▲11万4千円	2億9,380万4千円	
後期高齢者医療特別会計	5,170万5千円	152万4千円	5,322万9千円	
介護保険特別会計	保険事業勘定	2億3,886万5千円	▲1,209万5千円	2億2,677万0千円
	介護サービス事業勘定	1,530万3千円	0千円	1,530万3千円
簡易水道事業特別会計	6,577万7千円	▲327万8千円	6,249万9千円	
下水道事業特別会計	1億4,617万9千円	▲321万6千円	1億4,296万3千円	

▽議案第8号

北海道市町村職員退職

手当組合規約の変更につ

いて

幌延町が加入している北海道市町村職員退職手当組合において、構成団体の解散に伴い、規約を変更しました。

▽議案第9号

平成25年度幌延町一般会

計補正予算（第6号）

補正の主なものとして、

歳入では、地方交付税5千190万8千円増、国庫補助金8千419万4千円増、財産売却収入5億2千962万1千円増、諸収入4億7千185万5千円増、町債7千970万円増、歳出では、返還金4億7千万円新規計上、エネルギー施策等振興基金5億2千800万円新規計上、北海道市町村備荒資金組合負担金1億6千万円増、幌延町公共施設等整備基金6千万円増などです。

▽議案第10号

平成25年度幌延町立診

療所特別会計補正予算

（第3号）

補正は、歳入が診療報酬収入187万5千円減、健康診断料371万4千

円増、一般会計繰入金2

55万円減などで、歳出は、

診療所管理費76万9千円

減です。

▽議案第11号

平成25年度幌延町国民

健康保険特別会計補正予

算（第3号）

補正は、歳入が一般会計繰入金11万4千円減、歳出は、一般管理費11万4千円減です。

▽議案第12号

平成25年度幌延町後期

高齢者医療特別会計補正

予算（第3号）

補正は、歳入が後期高齢者医療保険料118万円増などで、歳出は、一般管理費66万5千円減、後期高齢者医療広域連合納付金218万9千円増

▽議案第13号

平成25年度幌延町介護

保険特別会計補正予算

（第3号）

補正は、歳入が診療報酬収入187万5千円減、健康診断料371万4千

補正は、居宅介護サー

ビス給付費負担金335

万5千円減、施設介護サ

ービス給付費負担金42

3万2千円減、介護予防

サービス給付費負担金3

56万9千円減などです。

▽議案第14号

平成25年度幌延町簡易

水道事業特別会計補正予

算（第2号）

補正は、歳入が簡易水道事業債480万円減など、歳出は建設改良基金積立金275万3千円減などです。

▽議案第15号

平成25年度幌延町下水

道事業特別会計補正予算

（第2号）

補正は、歳入が一般会計繰入金763万4千円減、下水道事業債510万円増など、歳出は、下水道管理センター等長寿命化計画委託料140万

施設設置工事請負費10

9万2千円減などです。

▽議案第16号

幌延町社会教育委員に

関する条例の一部を改正

する条例の制定について

社会教育法の改正により、社会教育委員の委嘱基準が法律から削除され、各自自治体の条例に規定することになったため、条例の一部を改正しました。

▽議案第17号

幌延町印鑑の登録及び

証明に関する条例の一部

を改正する条例の制定に

ついて

紙媒体で行っている幌延町の印鑑の登録、証明に係る印影、登記事項の記録を住基システムの更新に併せ、住基システムと連携する印鑑システムを構築したことに伴い、条例を改正しました。

▽議案第18号

消費税率及び地方消費

税率の引上げに伴う関係
条例の整備に関する条例
の制定について

消費税率及び地方消費
税率の引上げに伴い、平
成26年4月1日からの公
の施設の使用料・手数料
等について改定を行い、
関係条例の整備に関する
条例を制定しました。

▽議案第19号

宗谷公平委員会設置に
伴う関係条例の整備に關
する条例の制定について

平成26年4月1日から
の宗谷公平委員会の共同
設置及び加入に伴って生
じる宗谷公平委員会規則
との不整合部分を解消す
るため、条例の一部を改正
しました。

▽議案第20号

幌延町人事行政の運営
等の状況の公表に関する
条例の制定について

幌延町が実施している
人事行政の運営等の状況

の公表について、地方公
務員法第58条の2の規定
に基づき、市町村が定め
る条例により実施するた
め、新たに条例を制定し
ました。

▽議案第21号

幌延町障害福祉サービ
ス施設の指定管理者の指
定について

施設の管理について、
平成26年4月1日から平
成29年3月31日までの3
年間を引き続き社会福祉
法人幌延福祉会に選定す
ることを承認しました。

▽議案第22号

幌延町食肉加工施設の
指定管理者の指定につい
て

施設の管理について、
平成26年4月1日から平
成29年3月31日までの3
年間を引き続き社会福祉
法人幌延福祉会に選定す
ることを承認しました。



▽議案第23号～29号

平成26年度幌延町一般
会計予算

平成26年度幌延町立診
療所特別会計予算

平成26年度幌延町国民
健康保険特別会計予算

平成26年度幌延町後期
高齢者医療特別会計予算

平成26年度
幌延町介護保
険特別会計予
算

平成26年度
幌延町簡易水
道事業特別会
計予算

平成26年度
幌延町下水道
事業特別会計
予算

詳細につい
ては、9ペー
ジからの「平
成26年度まち
の予算」を参
照ください。

一般質問

西澤 裕之議員

- ・幌延町エネルギー施策
等振興基金について
- ・職員研修事業について

鷺見 悟議員
・町政執行方針について
・町の進めている深地層
研究センターについて

行政報告

・元幌延町監査委員 故
角谷敏夫氏の叙勲受章に
ついて

昭和36年2月から昭和
37年9月までの1年8ヶ
月を監査委員、昭和44年
4月から平成12年3月31
日までの8期32年を代表
監査委員として健全な行
財政運営にご尽力いただ
いた故角谷敏夫氏の生
前のご功労に対し、旭日
単光章が授与され、札幌
市在住のご家族へ勲記、
勲章を伝達しました。

教育行政報告

・学校教育及び社会教育
の概要について



まちの話題



3月2日

各学校で卒業式



町内の各小中学校で卒業式が挙行され、幌延中学校15名、問寒別中学校9名、問寒別小学校5名、幌延小学校19名の卒業生は、在校生や先生、保護者の方たちが見守る中、学び舎を巣立ちました。

- 3月14日(金) 幌延中学校
- 3月15日(土) 問寒別小中学校
- 3月20日(木) 幌延小学校



幌延中学校



問寒別小中学校



幌延小学校



町民フットサル大会

一般の部5チーム、小学生低学年の部と高学年の部には各3チームが出場し、町民フットサル大会が総合体育館で開催されました。開会式前にフットサル教室が開かれ、子どもたちは楽しく大人からの指導を受けました。試合は1試合7分の時間で争われ、子どもも大人も1点を争う好ゲームに会場は熱気に包まれていました。



インフォメーション

平成27年歌会始のお題が決まりました

平成27年の歌会始のお題が、「本」と定められました。

(注) お題は「本」ですが、「ほん」、「ぼん」、「もと」等のように読んでもよく、「本」の文字が読み込まれていればよろしいです。また、本を表す内容であれば、「本」の文字がない場合でも差し支えありません。

■詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限りです。

■書式は、半紙(習字用の半紙)を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日、性別及び職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください。(書式図参照)

<書式図>

(横長)

職業 性別 生年月日 氏名 フリガナ	電話 番号	住所 〒	(山折り)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	お 題 ○
--------------------------------	----------	---------	-------	--	-----------------

無職の場合は、「無職」と書いてください(以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください)。主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。

■詠進の期間は、9月30日までとし、郵送の場合は、消印が9月30日までのものを有効とします。

■宛先は、「〒100-8111 宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。

■疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手を貼った封筒を添えて、9月20日までに問い合わせてください。

詳しくは、宮内庁ホームページをご参照ください。

<http://www.kunaicho.go.jp/>

平成26年度慰霊巡拝のお知らせ

平成26年度に予定されている慰霊巡拝の実施予定時期等をお知らせします。

参加対象者

- ・戦没者の遺族(配偶者、父、母、子、兄弟姉妹)
- ・弾力的運用として、参加遺族(子、兄弟姉妹)の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪
- ※弾力的運用については、応募人員が募集人員を下回った場合、自費参加を了承する場合に限り行います。

	派遣地域	実施予定時期	実施期間	募集予定人員
1	旧ソ連 アムール州	8月24日(日)～9月2日(火)	10日間	15名
2	旧ソ連 ハバロフスク地方	8月31日(日)～9月9日(火)	10日間	15名
3	旧ソ連 沿海地方	9月25日(木)～10月2日(木)	8日間	15名
4	旧ソ連 カザフスタン共和国	10月7日(火)～10月16日(木)	10日間	15名
5	中国 東北地方	9月2日(火)～9月9日(火)	8日間	10名
6	南方 硫黄島(第1次)	6月10日(火)～6月11日(水)	2日間	100名
7	南方 東部ニューギニア	9月20日(土)～9月27日(土)	8日間	30名
8	南方 硫黄島(第2次)	9月23日(火)～9月24日(水)	2日間	100名
9	南方 インド	11月9日(日)～11月20日(木)	12日間	15名
10	南方 マリアナ諸島	11月29日(土)～12月6日(土)	8日間	15名
11	南方 トラック諸島	1月24日(土)～1月31日(土)	8日間	15名
12	南方 フィリピン	2月18日(水)～2月27日(金)	10日間	60名
13	南方 硫黄島(第3次)	2月24日(火)～2月25日(水)	2日間	100名
14	南方 マーシャル諸島	3月7日(土)～3月15日(日)	9日間	20名

※実施予定時期・実施期間・募集予定人員は、変更することがあります。

国税専門官募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する国税専門官を募集しています。

平成26年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

1 受験資格

- (1) 昭和59年4月2日から平成5年4月1日生まれの者
- (2) 平成5年4月2日以降生まれの者で、大学を卒業したなど別に定める者

2 受験申込受付期間

- (1) インターネット
平成26年4月1日(火) 午前9時～4月14日(月) (受信有効)
申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
- (2) 郵送又は持参
平成26年4月1日(火)～4月2日(水) (通信日付印有効)
(注) 原則として、インターネット申し込みをご利用ください。

3 第1次試験

- (1) 試験日 平成26年6月8日(日)
- (2) 試験種目 基礎能力試験及び専門試験(多肢選択式及び記述式)

4 第1次試験合格者発表日 平成26年7月1日(火)

5 第2次試験

- (1) 試験日 平成26年7月15日(火)～7月23日(水)のうち指定する日
- (2) 試験種目 人物試験及び身体検査

6 最終合格者発表日 平成26年8月20日(水)

7 詳細についての照会先

札幌国税局 人事第2課採用担当(電話:011-231-5011 内線2315)又は稚内税務署 総務課(電話:0162-33-1155)

運転免許更新時講習のお知らせ

優良運転者講習(30分)	4月8日(火)午後1時から	天塩町社会福祉会館
	4月12日(土)午後1時から	豊富町町民センター
一般運転者講習(1時間)	4月12日(土)午後2時から	豊富町町民センター
違反運転者講習(2時間)	4月12日(土)午後3時30分から	豊富町町民センター

～ 自転車を利用される皆様へ ～

ご注意ください!

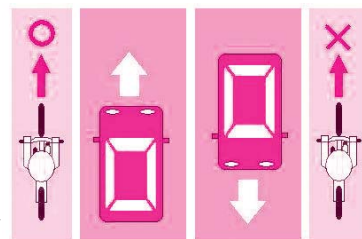
**<平成25年12月1日より>
自転車のルールが改正されました!**

1. 自転車の通行について

☆自転車は軽車両であるため、歩道等（路側帯または歩道）が設けられた道路では、基本的に車道を通行することになっていますが、路側帯については通行が許容されています。また、歩道についても一定の条件を満たせば通行することができます。

2. 路側帯を通行する場合

☆改正前は、自転車等の軽車両は道路の左右両方の路側帯を通行することができましたが、改正後は道路左側の路側帯しか通行できなくなりました。



違反した場合

**3カ月以下の懲役又は
5万円以下の罰金**

3. 歩道を通行できる場合

- ①道路標識等で指定された場合
- ②運転者が児童及び幼児、70歳以上の高齢者、一定の障がいをもつ身体障がい者の場合
- ③車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合（工事や駐車車両等により通行が困難な場合）

※ただし、歩行者が優先なので、車道側を徐行し歩行者の邪魔をしないこと。

(325の3)自転車及び歩行者専用



4. 制動装置不良自転車について

☆制動装置不良自転車（ブレーキが無い物等）は、警察官に停止を求められ、検査をされることがあります。また、応急措置を講じるよう指導されることがあります。

**停止・検査拒否
応急措置命令等違反**

5万円以下の罰金

問い合わせ先:町民課生活環境グループ 電話:5-1115 告知端末機:5-8815

『春の火災予防運動』

- 1.実施期間 平成26年4月20日(日)～平成26年4月30日(水)
- 2.統一標語 「消すまでは 心の警報 ONのまま」

◎この運動は、火災が発生しやすい気候を迎え、火災により高齢者等を中心とする死傷者の発生を減少させるため実施しています。

火災から身の安全や貴重な財産を失わないためにも、日頃から火気の取扱いなどに注意し、防火意識を高めましょう。

北留萌消防組合消防署幌延支署

高層気象観測

天気予報は、全国の気象台や測候所、アメダスによる地上における観測、レーダー・気象衛星による観測及び全世界で観測された気象データを大型コンピューターで解析し、数値予報モデルによる計算によって得られた様々な予想資料をもとに行われています。

予報を出すためには、地上付近の気象観測だけでは不可能で、大気の立体的な観測も必要です。この観測のことを「高層気象観測」といっています。稚内地方気象台では、地上における観測のほかに、この「高層気象観測」も行っています。

高層気象観測は、水素ガスをつめた大きな気球に「ラジオゾンデ」という観測器械をつり下げて飛ばし、上空約30kmまでの大気の様子（気圧・高度・気温・湿度・風向・風速）を観測します。

ラジオゾンデは、気温、湿度等の気象要素を測定するセンサと、測定した情報を送信するための無線送信器からなる気象観測器械です。温度と湿度のセンサは、ラジオゾンデから突き出たアームに取り付けられており、データを送るための無線送信器、電池等は、ラジオゾンデの本体（プラスチックの収容箱）内部に納められています。観測を終えたラジオゾンデは、パラシュートによってゆっくり地上に降下します。

ラジオゾンデによる高層気象観測は、世界各地で毎日決まった時刻（日本標準時09時・21時）に行われており、気象庁では、稚内をはじめ全国16か所の気象官署や昭和基地（南極）で実施しています。この他、海洋気象観測船でもラジオゾンデによる高層気象観測を行っています。ラジオゾンデによる高層気象観測で得られたデータは、天気予報の基礎である数値予報モデルや、気候変動・地球環境の監視、航空機の運航管理などに利用されています。

気象庁のラジオゾンデ・気球を発見した場合

気象庁で使用している気象観測機器には「気象庁」と書いてあり対処方法・連絡先を記入したラベルが貼ってあります。ラジオゾンデや気球を発見した場合には、お手数ですがラベルに表示されている連絡先へ連絡をお願いします。

問い合わせ先 稚内地方気象台防災指導係(電話:0162-23-2679)
稚内地方気象台HP [http:// www.jma-net.go.jp/wakkanai/index.html](http://www.jma-net.go.jp/wakkanai/index.html)



告知端末機 「知らせますケン」 の視聴についての お願い!

告知端末機「知らせますケン」は、通常の行政情報だけではなく、緊急の避難警報など重要なお知らせを放送することがあります。電源は必ず入れて、1日1回は視聴するようお願いします。

二月定例俳句会

幌延ほおずき俳句会

詩吟詠む腹からの声息白し

富樫とも子

息白し送迎に馬駆けし頃

横山 貞雄

息白し涙腺とみに弱みたり

藤岡 芙美

空に向け恋する鳥の息白し

三浦 宮吉

ゴミ出しに行き交う今朝の息白し

佐藤 光明

九十九折り枝を頼みの息白し

熊谷千恵子

息白し陽にかたまりて牛の黙もた

田中 徹男

平成26年度の国民年金保険料は月額15,250円です

国民年金の保険料は毎年度改定されますが、平成26年度は前年度より210円引き上げられた月額15,250円となります。

保険料の納付にあたっては、便利でおトクな口座振替など様々な方法をご利用いただくことができますので、ご自身の生活スタイルにあった方法を選択し、納付しましょう。

○口座振替（一番おトクな納付方法）

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。口座振替の手続きは、役場やお近くの年金事務所または金融機関の窓口で受け付けています。

○クレジットカード納付（継続納付）

クレジットカードにより定期的に納付する方法です。申し込み手続きは、郵送、年金事務所でも受け付けています。詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

○金融機関、郵便局、コンビニ等の窓口での納付

日本年金機構からお送りしている納付書を使って、各窓口で納めていただく方法です。お手元に納付書がないときは、お近くの年金事務所までご連絡ください。

国民年金保険料の強制徴収の取組強化などに関連した保険料詐取にご注意ください

年金事務所などの職員をかたり、国民年金保険料を詐取される被害が発生しています。

具体的には次のような事例が報告されていますので、ご注意ください。

ケース1【払わないと差押えすると言われ保険料を詐取された事例】

年金事務所の職員を名乗る男性が、お客様の自宅を訪問し「滞納している国民年金保険料を支払わないと差押えする」と言われ、お客様は男性に現金を支払ってしまった。その際、後日送付すると言われた領収書が届かないため年金事務所に照会したところ、年金事務所の職員をかたった国民年金保険料の詐取であることが発覚。

⇒日本年金機構が発行した写真付身分証明書を確認してください。また、領収証書は必ず受け取ってください。

ケース2【毎月訪問してくる日本年金機構職員をかたる者に保険料を詐取された事例】

日本年金機構の職員を名乗る男性が、お客様の自宅に国民年金保険料を集金に来るので、毎月現金を支払っていた。集金に来なくなったので年金事務所に照会したところ、日本年金機構の職員が訪問して国民年金保険料を集金した事実はなく、日本年金機構の職員をかたった国民年金保険料の詐取であることが発覚。

⇒日本年金機構が発行した写真付身分証明書を確認してください。

ケース3【毎月訪問してくる区役所の委託事業者をかたる者に保険料を詐取された事例】

区役所から委託を受けた民間会社の職員を名乗る男性が、お客様の自宅に国民年金保険料を集金に来るので、毎月現金を支払っていた。

⇒市区町村職員や市区町村が委託した会社が保険料の支払いをお願いすることはありません。国民年金保険料の支払いをお願いするために、お客様の自宅への訪問や電話をするのは、年金事務所の職員が日本年金機構が業務委託した民間事業者だけです。

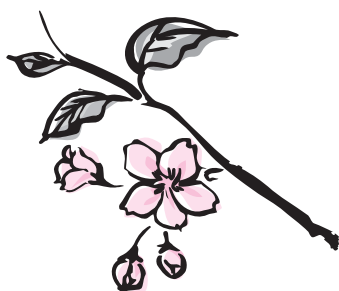
もしも「怪しい」と感じたら、現金を支払わずに、
「日本年金機構本部」 ☎03-5344-1100
「お客様の声受付担当」 2 を押してください。
またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

詳しくは、稚内年金事務所(電話:0162-32-1941)または町民課保健福祉グループ(電話:5-1115内線157、告知端末機:5-8815)にお問い合わせください。

町民くらしのカレンダー 4月 (April)

注:保セ=保健センター
問生セ=問寒別生涯学習センター

1 火		16 水	国民健康保険被保険者証更新 (役場、問寒別出張所)
2 水	ウォーキングラリー受付開始 ~15日まで (受付場所:保セ・総合体育館・問生セ)	17 木	国民健康保険被保険者証更新 (役場、問寒別出張所)
3 木		18 金	国民健康保険被保険者証更新 (役場、問寒別出張所)
4 金	中央保育所入所式 10:00~ 福寿会健康相談 14:00~ (老人福祉センター)	19 土	
5 土		20 日	春の火災予防運動 ~30日(水)まで
6 日	幌延小学校・問寒別小中学校・幌延中学校入学式	21 月	国民健康保険被保険者証更新 (役場、問寒別出張所) リトミック教室 10:30~ (保セ) 火災予防パレード(幌延10:00、問寒別13:30)
7 月	問寒別へき地保育所入所式 10:00~	22 火	国民健康保険被保険者証更新 (役場、問寒別出張所)
8 火	金田心象書道美術館【臨時休館】(作品展示替えのため)	23 水	国民健康保険被保険者証更新 (役場、問寒別出張所)
9 水	金田心象書道美術館【臨時休館】(作品展示替えのため) すくすく健診 13:00~ (保セ)	24 木	国民健康保険被保険者証更新 (役場、問寒別出張所) はつらつ教室OB会 13:15~ (保セ) おひさま子育て会 10:30~ (問寒別町民会館)
10 木	金田心象書道美術館【臨時休館】(作品展示替えのため)	25 金	国民健康保険被保険者証更新 (役場、問寒別出張所) 北斗地区健康集会 10:30~ (北斗集会所) DVDで行う健美操 14:00~ (保セ)
11 金	【町立診療所】問寒別出張診療日	26 土	
12 土		27 日	
13 日		28 月	
14 月	国民健康保険被保険者証更新 (役場、問寒別出張所)	29 火	昭和の日
15 火	国民健康保険被保険者証更新 (役場、問寒別出張所)	30 水	



★お悔やみ申し上げます
岩岡 和子さん(80歳)5南2
原田 定吉さん(87歳)栄町

戸籍の窓

◇幌延町社会福祉協議会へ
(香典返しの一部)
川森庄治郎さん(母)字幌延
岩岡 英雄さん(妻)5南2
原田チトリさん(夫)栄町

ご寄付ありがとうございます
2月



景百延幌

撮影者/鎌田米二郎さん



キタキツネ

オオワシ



窓の裏のほろ

■「春眠暁を覚えず」とはよくいったものです。目を覚まし、時計を見ると朝とも昼ともつかぬ時間。太陽はもう見上げた位置。休日の（朝）？これが平日だったら一大事ですが、朝のアラーム音がうつとしく思ったり、奥様の呼び起こす声が悪魔の響きに聞こえたりしたことはありませんか？「あと5分。いやあと1分・・・」と布団の中で駄々をこねる。それがこの季節かも知れませんね。北緯45度、いよいよ春到来といったところでしょうか。

■また一方、春は入学式があったり、新社会人が就職する節目の季節でもあります。いつまでも布団を恋しがってははいられません。役場も4月から多くの新卒が

採用され、フレッシュな顔で皆様に接することがあると思います。あらためて気を引き締め、新たな月に励まねばならないと思つこの頃です。

■車の運転も然り。今月末からのゴールデンウィークを控え、マイカーで遠出する計画をお持ちの方もあるかと思ひます。いくら「春眠・・・」といつても運転中に寝るのはご法度です。

■4月を迎え、仕事もライフスタイルも気を引き締め、春を過ごしましょう。

■ちなみに長距離運転は、2時間に1度の休憩をとること、眠くなったら15分の仮眠が効果的だそうです。お試しあれ。

【総務課企画振興グループ】

● 広報誌へのご意見、ご要望をお寄せください ●
 総務課企画振興グループ 電話 5-1111【内線】222・223・224
 告知端末機 5-8812

	平成26年2月 末日現在	男	1,295	(-2)
	※()内は前月比	女	1,254	(±0)
		計	2,549	(-2)
		世帯数	1,286	(-1)

わが家のエンジェル



渡部 真白 ちゃん
 (平成25年7月12日生・1北之)
 お父さん 智樹さん
 お母さん 恵美子さん

真白が大きくなったら、お父さんは焼肉デートに行きたいです。お母さんは一緒にバレエインチョコを作りたいです。今から楽しみにしています。



遠藤 千依留 ちゃん
 (平成25年7月17日生・栄町)
 お父さん 亮さん
 お母さん 佳奈さん

なでしこJAPANに!!
 父の夢を託された愛娘。サッカーボールもすり這いで追いかけて、特訓開始です。父の期待に応えてくれるかな？一緒にサッカーできる日を楽しみにしています。



高橋 陽花 ちゃん
 (平成25年7月24日生・字幌延)
 お父さん 昭博さん
 お母さん 千鶴子さん

幌延町の皆さん、初めまして、ようかです。わたちは、注射をうたれても、泣きません。いつもご機嫌で笑顔いっぱい입니다。これからもますます元気に育っていきます。

平成26年4月 発行/天塩郡幌延町
 企画・編集/総務課企画振興グループ ☎1111(223)
 幌延町ホームページアドレス/ http://www.town.horonobe.hokkaido.jp
 メールアドレス/ webmaster@town.horonobe.hokkaido.jp

この広報誌は、資源保護のため再生紙を利用しています。